

## 大川広域行政組合職員事務引継要領

〔平成16年 3月29日〕  
要領 第 1 号

改正 平成22年 3月25日要領第 1号

(趣旨)

第1条 この要領は、法令その他別に定めのあるものを除くほか、大川広域行政組合職員（以下「職員」という。）の事務引継に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「職員」とは、管理者の機関及び消防本部の職員のうち係長相当職以上の職にある者をいう。

(事務引継の事由、期間)

第3条 職員は、次に掲げる事由が生じたときは、その事由の生じた日から10日以内に、その担任する事務を第4条に規定する事務引継書により後任者に引き継がなければならない。

- (1) 退職したとき。
- (2) 休職を命ぜられたとき。
- (3) 異動を命ぜられたとき。
- (4) 組織の改正等により担当事務に異動があったとき。

(事務引継の方法)

第4条 事務引継は、前任者が引継の事由が生じた日現在で作成した事務引継書（様式第1号から様式第6号）を後任者に提示することにより行うものとする。

- 2 後任者は、前項の規定により事務引継書の提示を受けた場合において、これに疑義があると認めるときは、前任者とともこれを所属長（事務局長及び消防長にあっては管理者。以下同じ。）に申し出なければならない。
- 3 所属長は、前項の申出があったときは、その事項について関係者の意見を徴し、又は調査を行ったうえ当該疑義を明らかにし、必要な調整措置を講じなければならない。
- 4 前3項の規定により事務引継が終了したときは、前任者及び後任者が連署、押印し、後任者は、速やかに所属長に報告するものとする。

(前任者又は後任者に事故あるときの事務引継)

第5条 前任者又は後任者が病気、死亡その他の理由により事務引継を行うことができないときは、所属長の指名を受けた者が前任者又は後任者に代わって事務引継を行わなければならない。

第6条 事務引継書は2部作成し、1部は後任者が保有し、1部は所属長へ報告後、事務局庶務係において整理、保存するものとする。

- 2 前項において定める事務引継書（庶務担当者が保存するものに限る。）の保存期間は、3年とする。

(事務引継書の提出)

第7条 事務局長は、必要があると認めるときは、事務引継書の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日要領第1号）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

事務引継書

(所属長) 様

年 月 日付け に伴い、担任する事務の引き継ぎを 年 月  
日に行い、ここに完了しましたので報告します。

年 月 日

前任者 所属 職 氏名 印

後任者 所属 職 氏名 印

## 様式第2号（第4条関係）

事務引継事項（主要事務事業）	
件名	（ 局（部） 課）
現状と問題点	今後の方針
<現状>	
<問題点>	

（注） この様式は、事務局長及び消防長の事務引継に使用すること。

## 様式第3号（第4条関係）

〔引継事項〕				
1 引継をする事務とその内容				
No.	事務分掌名	内容		
2 未処理事項 ・ ・				
3 未着手事項 ・ ・				
4 将来企画すべき事項についての処理の順序・方法・意見等 ・ ・				
5 引継をする書類・帳票等	番号	簿冊名	数量	備考
6 現金、有価証券、その他引継を要するもの				
7 その他の引継事項				

(注) 1 この様式は、事務局長及び消防長以外の職員の事務引継に使用すること。

2 未処理事項とは、現在実施中のもので完了していないものをいう。

3 未着手事項とは、その事務を実施することが決裁されているもので未着手のものをいう。

4 将来企画すべき事項とは、将来実施しなければならない事務又はしようとするものをいう。

5 上記2～4の項目は、様式第4号～第6号を適宜使用すること。

6 事務引継は、短期間（10日間）に事務処理状況を明示するという趣旨から、簡潔・明瞭かつ脱漏のないように記入すること。

## 様式第4号（第4条関係）

事務引継事項（未処理事項）	
件名	（局（部）課）
現状と問題点	今後の方針
<現状>	
<問題点>	

（注） この様式は、事務局長及び消防長以外の事務引継に使用すること。

## 様式第5号（第4条関係）

事務引継事項（未着手事項）	
件名	（ 局（部） 課）
現状と問題点	今後の方針
<現状>	
<問題点>	

（注） この様式は、事務局長及び消防長以外の事務引継に使用すること。

様式第6号（第4条関係）

事務引継事項（将来企画すべき事項）		
件 名	（ 局（部）	課）
処理の手順・方法・意見等		

(注) この様式は、事務局長及び消防長以外の事務引継に使用すること。